

落札者決定基準(評価項目及び配点)【スクールバス運行等業務委託(小島小学校分)】

評価項目			評価基準	必須の要求要件	採点基準	配点			技術提案書 (各様式等の説明)								
1 行政処分 や重大事故の 発生状況	(1)過去3年間のうちに発生した 事故の状況	必須とする項目 以外の項目	過去3年間のうちに発生した事故の状況(※自動車 事故報告規則第2条の事故をいう。)		なし	10	10	10	別記様式1								
					あり	0											
2 運転者の 管理状況	(1) 専属運転者及び交代要員 (予定者含む)の無事故・無違 反での運転履行年数	必須とする項目 以外の項目	専属運転者及び交代要員(予定者を含む)の無事 故・無違反での運転履行年数(指名通知日を基準 日として遡及年数) ※運転履行年数の平均値で評価する。		5年以上	5	5	10	別記様式2								
					3年以上5年未満	3											
					1年以上3年未満	1											
					1年未満	0											
	(2) 国土交通省告示第1676号 「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」に基 づく、定期的な運転者教育の 実施計画回数	必須とする項目	国土交通省告示第1676号「旅客自動車運送事業者 が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監 督の指針」に基づく定期的な運転者教育の実施回 数	仕様書全般 に示す事項	年12回以上	5	5										
					年6回以上12回未満	3											
					年2回以上6回未満	2											
					年1回	1											
					実施なし	失格											
	3 教育目的を もって運行す るスクールバス に対する理解 や心構え	—	必須とする項目	バス事業者として、スクールバス運行についての理 解や心構を記述すること。 【評価観点】 ・児童の理解のための乗務員教育 ・安全面への対策 ・事故発生時の児童の安全確保及び誘導のための 乗務員教育 ・感染予防対策	仕様書事項4 に示す事項	A評価	20	20	20	別記様式3							
B評価						16											
C評価						12											
D評価						8											
E評価						失格											
4 運行の安 全教育への取 組み	(1) 貸切バス事業者安全性評 価認定制度(セーフティバス) の取り組み	必須とする項目 以外の項目	貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティ バス)の取り組み状況		五ツ星	20	20										
					四ツ星	16											
					三ツ星	12											
					二ツ星	8											
					一ツ星	4											
					実施なし	0											
	(2) スクールバスを利用する児 童への誘導の仕方や、車内での 態度、乗降時の注意事項などにつ いて、学校との意見交換 や定期的な検討会の実施計画	必須とする項目	スクールバスを利用する児童たちへの誘導の仕方 や、車内での態度、乗降時の注意事項などについ て、学校との意見交換や定期的な検討会実施の取 組み(計画回数)	仕様書事項4 に示す事項	2回以上実施	10	10										
					年1回実施	5											
					実施なし	失格											
	(3) 運行管理者による児童への 安全面に対する指導の実施 計画	必須とする項目	運行管理者による児童への安全面に対する指導 (計画回数)	仕様書事項4 に示す事項	年3回以上実施	10	10										
					年2回実施	7											
					年1回実施	5											
					実施なし	失格											
	(4) 頻発する児童の置き去りや 交通事故を受けての取り組み	必須とする項目 以外の項目	置き去り防止安全装置(置き去り検知装置)の導入		あり	10	10										
なし					0												
必須とする項目		運行管理者、運転手が一体となって児童の車内へ の置き去り防止や交通事故防止に向けての取組み 内容	仕様書事項4 に示す事項	A評価	10	10											
				B評価	8												
				C評価	6												
D評価	4	E評価	失格														
5 先進安全 自動車(ASV) の導入状況	—	必須とする項目 以外の項目	下記の実用化されたASV技術を保有する車両への 導入状況 ①衝突被害軽減ブレーキ ②ドライバー異常時対応システム ③先進ライト ④側方衝突警報装置 ⑤統合制御型可変式速度超過抑制装置 ⑥アルコール・インターロック ⑦後側方接近車両注意喚起装置 ⑧事故自動通報システム(後付け含む) ⑨車輪脱落予兆検知装置 ⑩道路標識注意喚起装置 ⑪車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置 ※最も装備が多い車両で評価する		9～10項目以上あり	15	15	15	別記様式5								
					7～8項目あり	12											
					5～6項目あり	9											
					3～4項目あり	6											
					1～2項目あり	3											
					なし	0											
					6 業務使用 予定車両の状 況	—				必須とする項目 以外の項目	業務に使用予定専用車両の新規購入(初度登録年 月)からの経過年数(指名通知日を基準日とする。) ※経過年数の平均値で評価する。		5年未満	10	10	10	
													5年以上10年未満	7			
10年以上15年未満	5																
15年以上20年未満	3																
20年以上	0																

7 環境配慮・安全対策	(1) グリーン経営認証の取得状況	必須とする項目以外の項目	グリーン経営認証取得の有無		あり	5	5	20	別記様式6
					なし	0			
	(2) 業務使用予定車両のデジタル式運行記録計、ドライブレコーダーの設置状況	必須とする項目	スクールバスとして使用予定車両のデジタル式運行記録計、ドライブレコーダーの設置の有無 ※最も装備が乏しい車両で評価する。	仕様書事項4に示す事項	いずれもあり	5	5		
					いずれか1つあり	3			
					なし	失格			
	(3) 運行中のスクールバスの位置情報等の確認手段	必須とする項目	運行中のスクールバスの位置情報及び児童の乗降情報をスマートフォン、タブレット端末等で確認できるアプリケーションの有無		いずれもあり	10	10		
なし					失格				
8 事故・災害発生時の体制（連絡体制を含む）	(1) 緊急の事態にも対応できる運行管理体制及び運行管理者不在時の対応マニュアルの策定の有無	必須とする項目	緊急の事態にも対応できる運行管理体制の確立の有無	仕様書事項5に示す事項	あり	10	10	20	別記様式7
					なし	失格			
	(2) 緊急時における専属運転者又は交代要員（予定者含む）の通常所在地から業務委託先である小学校までの到着所要時間	必須とする項目以外の項目	緊急時における専属運転者又は交代要員（予定者を含む）の到着所要時間（小学校まで）		10分未満	10	10		
					10以上20分未満	7			
					20分以上30分未満	5			
					30分以上	0			
9 追加提案について	－	必須とする項目以外の項目	上記の評価項目1～8以外について、本市にとって有益な提案があり、かつ実効性のある提案が示されているかなどを評価する。		A評価	15	15	15	別記様式8
					B評価	12			
					C評価	9			
					D評価	3			
					E評価	0			
					技術評価点				
価格評価点							小計	60	
技術評価点＋価格評価点							合計	240	

- 1 技術評価点のA～Eの評価基準（3、4(4)、9の採点基準）
- A評価:100%(要件を十分に満たしており、当市の期待を大きく上回る工夫が提案されている。)
- B評価:80%(要件を十分に満たしており、当市の期待を上回る工夫が提案されている。)
- C評価:60%(要件を満たしており、当市の期待するレベルの提案である。)
- D評価:40%(要件をほぼ満たしているが、当市の期待を下回る提案である。)
- E評価:0%又は失格(要求を満たしていない。提案されていない。)
- 2 価格評価点
- 価格評価点＝60点×（1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）
- 3 総合評価点

技術評価点(180点)については、担当者がヒアリングによって評価し、その評価結果を「スクールバス運行等業務委託(小島小学校分)における総合評価落札方式に係る総合評価審査会」の委員が審議し、その結果を技術点の得点とし、また、価格評価点(60点)については、2の方法で算定した価格評価点の得点とし、これらを合計したものを総合評価点とする。 なお、総合評価点に小数点があるときは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

- 4 落札者決定方法
- (1) 「技術評価点」と「価格評価点」を合計し、点数の高い順に順位を付与する。
- (2) 入札金額が入札予定価格を上回った場合は、落札者としない。
- (3) 総合評価点の最も高い者が複数存在するとき(同点のとき)の取り扱いは次のとおりとする。

ア 入札参加者それぞれの技術評価点、価格評価点が異なるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの技術評価点、価格評価点が同じときは、技術評価点のうち、評価項目「4 運行の安全教育への取組み」の理解と提案が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの技術評価点、価格評価点、評価項目「4 運行の安全教育への取組み」の理解と提案の得点と同じときは、技術評価点のうち、評価項目「9 追加提案について」の得点が高い者を落札者とする。それでもなお同点のときは、別途日を定め、くじ引きにより決定する。
- (4) 技術評価点に係る各評価項目において、「失格」の評価がある場合は落札者としない。